

東かがわ市地域公共交通活性化協議会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）及び東かがわ市附属機関設置条例（平成26年東かがわ市条例第21号）の規定により設置する東かがわ市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ協議し、又は必要があるときは市長に対し建議するものとする。

- (1) 地域公共交通網形成計画（以下「計画」という。）の策定及び変更に関すること
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること
- (3) 計画に位置づけられた事業の実施に関すること
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 東かがわ市長の指名する者
- (2) 公共交通事業者の代表者又はその指名する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 地域公共交通の利用者
- (5) 学識経験者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、最長で2年間とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
 - 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 第3条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる委員が会議に出席できないときは、当該委員を代理する者が会議に出席し、議事に参与し、議決に加わることができる。この場合において、当該委員を代理する者は、当該委員の属する機関の職員でなければならない。
 - 5 会長が必要と認める場合は、会議を書面にて開くことができる。

(意見の聴取等)

- 第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

- 第8条 協議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
 - 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
 - 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
 - 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
 - 6 第6条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

- 第9条 協議会の庶務は、総務部地域創生課において処理する。

(その他)

- 第10条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和元年8月16日から施行する。